

第 89 号議案

八王子市動物の愛護及び管理に関する条例設定について

八王子市動物の愛護及び管理に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 26 年 9 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 動物の適正な飼養等（第 7 条—第 10 条）
- 第 3 章 動物の引取り、収容等（第 11 条—第 16 条）
- 第 4 章 事故発生時の措置等（第 17 条—第 19 条）
- 第 5 章 雑則（第 20 条—第 24 条）
- 第 6 章 罰則（第 25 条—第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理について必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以

下「法」という。)第44条第4項各号に掲げる動物をいう。

(2) 飼い主 動物の所有者及び占有者(動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。)をいう。

(3) 野犬 飼い主のいない犬をいう。

(市の責務)

第3条 市は、法及びこの条例の目的を達成するため、市民及び飼い主に対し、動物の愛護並びに適正な飼養及び保管について必要な情報の提供、指導又は助言を行うものとする。

2 市は、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて人と動物との調和のとれた共生社会の実現について、普及啓発を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、市が行う動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものに対する責任を十分に自覚し、動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。

2 飼い主は、動物の飼養又は保管の目的等の範囲で、当該動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

3 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心掛け、もって人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。

4 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 動物の所有者は、当該動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、動物への名札、マイクロチップの装着その他必要な措置を講ずるよう努め

なければならない。ただし、法令において当該措置と同等と認められる措置を義務付けられている場合は、この限りでない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第6条 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解するとともに、飼養の目的、環境等を考慮し、終生にわたり飼養できる動物を選ぶよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

(動物飼養の遵守事項)

第7条 飼い主は、動物の飼養又は保管を行うに当たって、次に掲げる事項を遵守するとともに、周辺環境に配慮し、動物の種類、数、発育状況等に応じて、動物の健康及び安全の保持を図らなければならない。

- (1) 適正に餌及び水を与えること。
- (2) 人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染を予防するために注意を払うとともに、必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。
- (4) 適正な飼養及び保管をすることができる施設を設けること。
- (5) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること。
- (6) 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷しないこと。
- (7) 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- (8) 逸走した場合は、自ら搜索し、収容すること。
- (9) 災害が発生した場合に備え、動物を適正に飼養又は保管する準備を行うよう努めるとともに、災害が発生した場合には、動物の健康及び安全の保持のために必要な措置を講ずるよう努めること。
- (10) 死亡した場合には、その死体を適正に処理すること。

(猫の飼い主の遵守事項)

第8条 猫の飼い主は、感染症の予防及び不慮の事故の防止のため、室内での飼養に努めなければならない。

(犬の飼い主の遵守事項)

第9条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 犬が逸走すること及び人の生命若しくは身体に危害を加えることを防止するため、犬を柵、おりその他囲いの中（屋内その他の外部から隔てられた場所を含む。）で、又は屋外において固定した物に綱、鎖等で確実につなぎ、飼養又は保管をすること。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 警察犬、身体障害者補助犬等をその目的のために使用する場合

イ 犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所並びに方法で犬を訓練する場合

ウ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、又は運動させる場合

エ その他逸走又は人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場合で、市規則で定めるとき。

(2) 犬をその種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。

(3) 犬が公共の場所又は他人の土地、建物等に排せつしたときは、直ちに排せつ物の除去その他の必要な措置を講ずること。

(4) 犬に適切なしつけを施すこと。

(5) 犬の飼養又は保管をしている旨の標識を、施設等のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示しておくこと。

(適正飼養講習会等)

第10条 市長は、市民の動物の愛護及び適正な飼養等の推進のため、講習会の開催その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 動物の引取り、収容等

(犬又は猫の引取り)

第11条 市長は、犬又は猫の所有者からその引取りを求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。

2 市長は、前項の規定により犬又は猫を引き取るときは、日時、場所その他これを引き取るために必要な指示をすることができる。

3 市長は、所有者の判明しない犬又は猫の拾得者からその引取りを求められた場合において、当該犬又は猫を引き取ることがやむを得ないと認めるときは、

これを引き取るものとする。

(犬の収容)

第12条 市長は、飼い主が第9条第1号の規定に違反したため、逸走している犬があるときは、その職員をしてこれを収容させることができる。

2 職員は、収容しようとしている犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物、船舶又は車両内に入った場合で、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。

(負傷した犬、猫等の収容等)

第13条 市長は、道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷している犬、猫その他市規則で定める動物（以下「犬、猫等」という。）を発見した者から通報があった場合において、その所有者が判明しないときは、これを収容するものとする。

2 市長は、前項の規定により犬、猫等を収容したときは、治療その他必要な措置を講ずるものとする。

(公示等)

第14条 市長は、所有者の判明しない犬、猫等を引き取り、又は収容したときは、当該動物の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を2日間公示するものとする。

2 市長は、第12条第1項の規定により収容した犬の所有者が判明しているときは、その所有者に対し、通知を受けた日から2日以内にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。

3 市長は、所有者が第1項の公示期間満了の後2日以内に当該動物を引き取らないとき、及び所有者が前項の通知到達後2日以内に当該犬を引き取らないときは、これを処分することができる。

(譲渡)

第15条 市長は、第11条第1項若しくは第3項、第12条第1項又は第13条第1項の規定により引き取り、又は収容した犬、猫等を、その飼養を希望するもので、適正に飼養できると認めるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求めるものは、あらかじめ、その旨を市長に申し出

なければならない。

(野犬の駆除)

第16条 市長は、野犬が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は侵害するおそれのある場合で、通常の方法によっては収容することが著しく困難であると認めるときは、一定の区域及び期間を定め、薬物等を使用して、これを駆除することができる。

2 市長は、前項の規定により野犬を駆除しようとするときは、当該区域及びその付近の住民に対して、あらかじめ、その旨を周知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第4章 事故発生時の措置等

(事故発生時の措置)

第17条 飼い主は、その飼養又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の中から24時間以内に、市長に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生の中から48時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。

(措置命令)

第18条 市長は、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、次に掲げる措置を命ずることができる。

- (1) 施設を設置し、又は改善すること。
- (2) 動物を施設内で飼養し、又は保管すること。
- (3) 動物に口輪を付けること。
- (4) 動物を殺処分すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な措置

(報告及び検査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他関係人から必要な報告を求め、又はその職員に施設その他動物の飼養若しくは保管に関係のある場所（人の住居を除く。）に立ち入り、施設その他の物件を検査さ

せ、又は調査させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第5章 雑則

(動物愛護推進員)

第20条 市長は、動物の愛護及び適正な飼養等の推進について熱意と識見を有する市民のうちから、法第38条第1項の動物愛護推進員を委嘱することができる。

- 2 動物愛護推進員は、法第38条第2項に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

- (1) 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養等の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言を行う活動

- (2) 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正な飼養等の方法に関する必要な助言を行う活動

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定めること。

(協議会)

第21条 市長は、前条に規定する動物愛護推進員の委嘱及び動物愛護推進員の活動に対する支援等について必要な協議を行うため、八王子市動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

- 2 協議会は、15人以内の委員で組織する。

- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 前3項に規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市規則で定める。

(動物監視員)

第22条 市長は、第12条の規定による犬の収容、第19条の規定による立入検査又は調査その他の動物の愛護及び管理に関する監視及び指導を行わせるため、動物監視員を置く。

- 2 動物監視員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養等について専門的な知識を有する者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、動物監視員の資格その他動物監視員について必要な事項は、市規則で定める。

4 動物監視員は、第1項に規定する犬の収容及び立入検査又は調査を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料等)

第23条 第11条第1項の規定により犬又は猫の引取りを求める者は、次に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 生後91日未満の犬 1頭につき 600円

(2) 生後91日以上

ア 体重が50キログラム未満 1頭につき 3,000円

イ 体重が50キログラム以上 1頭につき 5,800円

(3) 生後91日未満の猫 1匹につき 600円

(4) 生後91日以上

2 第11条第3項、第12条第1項又は第13条第1項の規定により市長が引き取り、又は収容した動物の返還を求める飼い主は、当該動物の飼養等に要した費用について、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額の費用を納付しなければならない。

(1) 返還に要する費用 1頭、1匹又は1羽につき 3,200円

(2) 飼養及び管理に要する費用 1頭、1匹又は1羽につき 1日当たり 680円

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、市規則で定めるところにより、第1項の手数料又は前項の飼養等に要した費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第24条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第25条 第18条の規定により命ぜられた同条第4号の措置を行わなかった者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第26条 第19条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第27条 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第2項の規定に違反して、犬を獣医師に検診させなかった者
- (2) 第18条の規定により命ぜられた同条第1号、第2号又は第3号の措置を行わなかった者

第28条 次のいずれかに該当する者は、拘留又は科料に処する。

- (1) 第9条第1号の規定に違反して、犬を飼養又は保管した者
- (2) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第25条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行日前に東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年東京都条例第4号）の規定により東京都知事が行った命令その他の処分又は東京都知事に対して行われた届出その他の行為で、この条例の施行の際、現にその効力を有するものは、この条例の相当の規定に基づいてなされたものとみなす。

